

## 議 案 第 2 号

富士見市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市監査委員条例（昭和42年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

令和6年2月20日提出

富士見市長 星 野 光 弘

### 提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、富士見市監査委員条例の一部を改正したいので、地  
方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市監査委員条例の一部を改正する条例

富士見市監査委員条例（昭和42年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。